

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の

特例に関する条例 新旧対照表

新	旧
アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税_____ _____の賦課徴収の特例に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。) 第4条第1項並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第2項の規定に基づき、軽自動車税_____ _____の賦課徴収について、瑞穂町税賦課徴収条例(昭和25年条例第7号)の特例を設けることを目的とする。 (軽自動車税の税率) 第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等(特例法第2条第4項から第6項までに規定するものをいう。)の所有する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)に対する軽自動車税の税率は、1台について、次に掲げる額とする。 (1)から(3) 略 (徴収の方法) 第3条 前条に規定する軽自動車等に対する軽自動車税については、この条例の定めるところにより証紙徴収の方法によって徴収する。	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。) 第4条第1項並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第2項の規定に基づき、軽自動車税の種別割(同法第442条第2号に規定する種別割をいう。以下「種別割」という。) _____の賦課徴収について、瑞穂町税賦課徴収条例(昭和25年条例第7号)の特例を設けることを目的とする。 (種別割_____の税率) 第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等(特例法第2条第4項から第6項までに規定するものをいう。)の所有する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)に対する種別割_____の税率は、1台について、次に掲げる額とする。 (1)から(3) 略 (徴収の方法) 第3条 前条に規定する軽自動車等に対する種別割_____については、この条例の定めるところにより証紙徴収の方法によって徴収する。

(証紙徴収の手続)

第4条 軽自動車等に対する軽自動車税の納税義務者は、当該税額を軽自動車税_____納税証紙(以下「証紙」という。)によって払い込まなければならない。

2 軽自動車税の納税義務は、証紙に軽自動車税_____納税済印(以下「納税済印」という。)による検印を受けたときに完了するものとする。

3 略

第5条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(証紙徴収の手続)

第4条 軽自動車等に対する種別割の_____納税義務者は、当該税額を軽自動車税(種別割)納税証紙(以下「証紙」という。)によって払い込まなければならない。

2 種別割の_____納税義務は、証紙に軽自動車税(種別割)納税済印(以下「納税済印」という。)による検印を受けたときに完了するものとする。

3 略

第5条 略